

## 令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

### 第1 西部総合事務所地域振興局

監査結果	講じた措置
<p><b>1 伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会事業</b>  <b>○市町村協働・連携事業</b>  <b>ア 事業のPRについて【実行委員会に対する意見】</b></p> <p>平成30年度伯耆国「大山開山1300年祭」協働・連携事業補助金実施要項（以下「実施要項」という）によれば、「事業の実施に当たっては、チラシ、パンフレット、HP等に伯耆国「大山開山1300年祭」の公式ロゴマークを掲載するとともに、事業実施を通じて、伯耆国「大山開山1300年祭」のPR、大山圏域の魅力向上が図られるよう可能な限りのPRを行ってください。」となっている。</p> <p>しかし、パンフレット等にロゴマークの掲載のないもの、毎年実施しているイベントにロゴマークを使用しただけと思われるもの、1300年祭や大山（圏域）との関連が一見しただけでは不明なものが見受けられる。</p> <p>この補助事業の目的は、伯耆国「大山開山1300年祭」や大山（圏域）の魅力を全国に向けてPRするものであるため、伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会は、各補助団体に対し、大山や1300年祭とのつながりを前面に出したPRとするよう徹底すべきだったと考える。</p>	<p>本補助金は、大山圏域の市町村、地域自治組織、NPO法人、観光団体、民間会社等と伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会が協働・連携し、伯耆国「大山開山1300年祭」に向けた機運醸成・認知度向上・圏域の魅力向上に資する事業を実施することを目的として交付するものであり、補助金実施要領によりロゴマークの掲載などのPRを求め、各補助団体に対し周知を行った。このため、本来ならば全ての事業が1300年祭や大山圏域とのつながりを前面に出したPRとすべきであったが、ご指摘の通り、一部の事業ではロゴマークの掲載がないなど1300年祭や大山圏域とのつながりが分かりにくい事業があった。</p> <p>本補助金は令和元年度限りで終了するが、今後、同様な事案が生じた場合、事業趣旨等に沿った事業内容となるよう補助事業者に対して徹底していく。</p>
<p><b>イ 市町村への補助について【実行委員会に対する意見】</b></p> <p>伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会には、県のほか、県中西部の市町村が負担金を支出している。（負担割合 県1/2、市町村1/2）</p> <p>実施要項の「補助金事務の流れ」では、市町村は事業実施団体（補助団体）と連携して事業の企画・調整を行うこととなっているが、補助事業の中には、直接、町が事業実施団体として補助を受けているものがある。</p> <p>町の負担金の算定には、当該補助事業（イベント）の実施に要する経費の1/2が含まれている。負担金を支払っている町が、当該補助事業を町主催事業として直接補助金を受領することは、実質的に県負担金を上乘せして返金している形になるので、市町村ではない実行委員会等の団体を補助対象とすべきだったと考える。</p>	<p>大山開山1300年祭実行委員会への負担金は、大山のPR・圏域への誘客促進を図るための各種プロジェクト事業を推進するため、伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会に対して県と市町村が折半で負担したものである。</p> <p>その負担金を財源として行う事業の一つである伯耆国「大山開山1300年祭」協働・連携事業補助金は、補助金交付要綱第2条に定めるとおり、大山圏域の市町村、地域自治組織、NPO法人、観光団体、民間会社等と伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会が協働・連携し、伯耆国「大山開山1300年祭」に向けた機運醸成・認知度向上・圏域の魅力向上に資する事業を実施することを目的として交付したものである。指摘のあった町主催事業は本補助金の趣旨、目的に合致するものであるが、補助金実施要項では、市町村が事業実施団体となれないような誤解を与える記載となっていた。</p>

監査結果	講じた措置
	<p>本補助金は令和元年度限りで終了するが、今後、同様な事案が生じた場合、意見を踏まえ、適切な業務執行を行っていく。</p>
<p>○大山圏域魅力向上に向けた民間団体等の取組支援</p> <p>ア 同一団体による補助金の複数申請について【実行委員会に対する意見】</p> <p>団体Bと団体Cは、1次募集と2次募集の両方に別事業で応募し、補助金を2回受けている。</p> <p>上限20万円の2回分で1団体が40万円受領しているが、「1次採択を受けた団体が別事業を行う場合は2次採択を受けられない」との規定はないので問題ないと担当課より説明を受けた。そうであるなら事業を別にすれば同じ団体が何事業でも申請し採択されれば、補助金を受けることができる。</p> <p>当該補助金は多く県民の方に有効に活用してもらうことを目的として補助限度額を設けていると考えられ、何件もの補助金申請を行い、1団体が限度額の20万円を超えて補助金の交付を受ける行為は目的の趣旨に反しており問題であると考えられる。</p>	<p>本補助金は、伯耆国「大山開山1300年祭」の情報発信を促進する取組や大山圏域の魅力向上とその継続・発展、担い手となる人材確保・育成を資する取組を実施する団体等を支援することを目的として交付しているものである。指摘のあった案件については、一次採択事業と二次採択事業は別事業であり、また、「一次採択を受けた団体は二次採択を受けられない」との規定も設けていないため補助金交付要綱等の関係規程には反していないが、意見を踏まえ、より多くの団体等に活用していただくため、令和2年度に補助金交付要綱を改正して「同一事業実施主体に対する交付決定は同一年度において1回に限る」旨を規定する見直しを行った。</p>
<p>イ 申請書の審査について【実行委員会に対する意見】</p> <p>団体Bと団体Dは、大山圏域魅力向上補助金の外、県補助金である『第3回「山の日」記念全国大会』機運醸成支援事業補助金の申請も行っている。</p> <p>補助金申請書に、同一事業で補助金の重複支給がないか確認するための項目として、「5・その他（1）他の補助金の活用の有・無」欄を設けており、有・無の記載を求めることとしているが、記載がなかった。事業実績を確認したところ、それぞれ別事業として実施しており、重複した経費はなかったが、大山圏域における多種多様な補助事業がある中、重複申請が行われることがないよう、県・市町村等他の団体からの補助事業の受給状況についても申請段階で確認することを求める。</p>	<p>大山圏域魅力向上補助金の交付申請は平成30年5月及び7月であり、山の日記念全国大会機運醸成支援事業補助金（以下「山の日補助金」という。）の交付申請は平成30年8月と、山の日補助金の方が後に行われているため、本補助金の交付申請時に山の日補助金の受給について記載・確認することはできない状況であった。また、「他の補助金の活用の有無」欄は、同一の経費に対して県補助金等が重複して充当されていないか確認するためのものであり、別事業についての記載までは求めている。</p> <p>他の補助金の活用の有無については、「補助金等に係る手続の簡素化と事務の適正処理について」（平成11年3月31日付財第245号財政課長通知）に基づき補助事業者に記載を求めるところとなっているため、今後も注視しながら補助金の重複支給が無いよう徹底していく。</p>
<p>ウ 募集方法について【実行委員会に対する意見】</p> <p>大山圏域魅力向上補助金の募集締め切りを平成30年4月23日と定めており、採択団体の発表を5月上旬と定めて実施しているが、「25事業程度を採択予定。採択条件を満たさない事業が多数の場合は25事業未済となる場合もあります。」と記</p>	<p>本補助金は、平成29年度は採択予定25件に対して交付実績24件、平成30年度は採択予定25件に対して23件、平成31年度は採択予定10件に対して6件となっているため、令和2年度は5件の採択を予定するなど採択数を減らす予定としている。今後も、事業者のニーズ等を踏まえ</p>

監査結果	講じた措置
<p>載している。</p> <p>今回の募集で採択されたのは14事業で全事業に対して補助金が支払われている。</p> <p>しかし25事業に満たなかったため2次募集を行っている。</p> <p>平成30年5月25日に募集開始し、7月11日に採択団体の発表を行って9事業を採択し全事業に補助金を交付している。</p> <p>平成29年度も同様に2次募集（1次募集で補助金を受給した者も応募）を実施しているが、採択要件を満たす応募者が少ないのであれば、採択団体を減らすべきではないかと考える。</p>	<p>採択予定件数を検討していく。</p>
<p><b>○伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典等開催事業</b></p> <p><b>負担金の戻入について【県に対する意見】</b></p> <p>伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典等開催事業費として26,565千円が予算計上され、伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会負担金として精算払で支払われているが、1,166,464円が節減された額として戻入されている。</p> <p>実行委員会への負担金の支出にあたっては、実行委員会からの請求書（添付書類として、委員会規約、予算書等（請求額が収入として計上されているかどうかの確認資料））をもって交付しており、また実績報告についても報告を求めることはなっていない。</p> <p>また、支払時に返還があることを想定していないことから、支払区分は「精算払」とされているため、戻入を行う際の区分は「過誤払戻入」とされている。</p> <p>このような、戻入の可能性がある負担金については、鳥取県補助金等交付規則に規定する「負担金交付要綱」を制定し、概算払や額の確定に伴う精算手続等について、あらかじめ定めておくことも検討すべきではないかと考える。</p>	<p>本事業に係る負担金は、記念式典という当該年度限りの特定の目的のためだけに支出したものであるため、記念式典が終了し実行委員会の役割を終えた後、県に残額を返還することとしたものである。</p> <p>今後、同様の事案が生じた場合には、実行委員会の規約等で精算処理について規定し、実績報告及び残額の返還を行うようにすることとする。</p>
<p><b>2 大山山麓観光推進協議会DMO推進調査部会（特別会計）事業</b></p> <p><b>○大山圏域の広域観光受入体制・環境整備</b></p> <p><b>ア 負担金の支払いについて【協議会への意見】</b></p> <p>広域観光連携体制整備事業の負担金は、組合F等から事業負担金として請求があり、その請求書に基づいて支払われている。</p> <p>地方財務実務提要における負担金の概説を参考にすると、「任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められていた費用を支出する場合」となっている。</p>	<p>本事業は、西部圏域の観光連携事業を推進することで圏域の一体感の醸成を目的として民間団体と連携・協働しながら取り組むものであり、ご指摘の案件は当該実施団体から負担金による支援依頼があり、事業内容等を精査したところ事業趣旨に合致するので、負担金として支出したものである。</p> <p>指摘のあったとおり、大山山麓観光推進協議会は当該実施団体の構成員ではなく、負担金での支出処理は適切な事務処理ではなかったことから、令和2年度から補助金として支払うこ</p>

監査結果	講じた措置
<p>めざましライブ～日本お元気キャラバン in 米子実行委員会のように構成員になっているものもあるが、組合Fのように、大山山麓観光推進協議会が構成員ではないものについても負担金として支払っている。 負担金ではなく経費の助成金等として支払うべきだと考える。</p>	<p>ととした。</p>
<p><b>イ 大山山麓観光二次交通運行支援補助金について【協議会への意見】</b> 協会Lが自己財源が乏しいことを理由に平成30年5月に1,000,000円及び平成30年10月に974,000円を支払い、平成31年3月に421,100円の返戻を受けている。 自己財源が乏しいという理由で概算払をするのであれば、資金流用を防ぐためにも実績を超えないように支払うべきだと考える。</p>	<p>本事業は、大山山麓の観光促進のために定額タクシーの運行に必要な経費を補助するものであり、鳥取県補助金等交付規則第19条により年間2度の概算払を行っている。2回目の概算払は、秋の行楽シーズンには運行増が見込まれることから額等の精査をせず、交付金額の残額分を追加で概算払を行ったところ、精算で返戻が生じた。 令和2年度より、資産流用を防ぐためにも過去の実績を参考としながら運行にかかる必要経費について精査し概算払を行うこととした。</p>

## 第2 生活環境部

監査結果	講じた措置
<p><b>1 第3回「山の日」記念全国大会運営事業</b> <b>○第3回「山の日」記念事業 実行委員会負担金</b> <b>ア 県負担金の早期支出【県に対する意見】</b> 平成29年9月20日に負担金41,000千円全額を実行委員会に支払っているが、その内訳は、平成30年8月開催の記念事業の開催経費となっている。 実行委員会事務局職員は県職員が兼務しており、支払時期についても、あらかじめ配慮することができる立場にあると思われ、平成29年度、平成30年度の事業として債務負担行為を設定しているのであれば、平成29年度、平成30年度それぞれの支出計画等に応じた額を支出するべきで、平成29年9月20日に全額支出する行為は時期が早すぎるのではないかと考える。</p>	<p>実行委員会が契約等の事務を円滑に発注できるため、県負担金を早期に実行委員会へ支出すべきと判断したもの。今後、同様の実行委員会形式で開催する事業で県負担金を執行する際に留意する。</p>
<p><b>イ 事業の実施主体について【県に対する意見】</b> 記念式典会場への空調設備設置業務について、実行委員会が実施する式典運営業務にもかかわらず、県が空調設備を設置している。 実行委員会事業の運営に関わるものであれば、実行委員会が行うべきものであり、同時期に開催されている伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業では、記念式典事業を県実施事業としてではなく、県が全額（10/10）を実行委員会に支出し、実行委員会事業として実施しているように、</p>	<p>開催地決定後に熱中症対策が浮上したこと等により、県が空調設置の実施主体となるべきと事務局で整理したもの。今後、同様の行事を開催する際に留意する。</p>

監査結果	講じた措置
同一の者が実施すべきと考える。	
<p><b>ウ 公募型プロポーザルの公募内容について</b>  <b>【実行委員会に対する意見】</b>  実行委員会の公募型プロポーザルにおいて、「歓迎フェスティバル」及び「記念式典会場となる大山総合体育館への空調設備の設置」については、県事業であるにもかかわらず、実行委員会が発注するかのように記載されており、実態と異なっている。</p> <p>また、県事業である歓迎フェスティバルについて、大会の運営・実施について受注する者との随意契約を想定しているとの記述もあり、県と実行委員会の役割分担が混同されている。</p> <p>公募に当たっては、事業内容を精査し、正しい内容で行うべきと考える。</p>	<p>実行委員会が行った式典行事等の計画の公募型プロポーザルでは、歓迎フェスティバルは県が主催であることから、計画策定不要とした。</p> <p>しかしながら、その旨を公募型プロポーザルの仕様書に記載する際に、担当者が誤って、歓迎フェスティバルの「実施内容は<u>実行委員会</u>で検討中」と、実態と異なる表記をしてしまった。事業による実行委員会と県との実施主体の区分はしっかり整理していたが、仕様書への記載間違いを見逃してしまったもの。今後、同様の業務を発注する際に留意する。</p>
<p><b>2 森・里の恵み感謝祭at第3回「山の日」記念全国大会</b>  <b>○歓迎フェスティバル</b>  <b>ア 歓迎フェスティバルの業務委託契約について【県に対する指摘事項】</b></p> <p>「実施計画策定及び運營業務」の委託契約をプロポーザル受注業者(株)Aを代表者とするグループが一者随意契約で受注しているのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約理由(契約でその性質又は目的が競争入札に適しない場合)に該当(担当課の説明として「山の日」記念式典を実施運営する業者に任せることで、会場運営から当日の催事の運営が円滑に行える)と説明を受けたが、記念式典と歓迎フェスティバルの会場は、大山国体広場及び米子市公会堂周辺であり、(株)Aを代表者とするグループでしか実施する事が出来ないという理由にはならない。</p> <p>実行委員会が実施する事業であれば既発注の追加として1者と随意契約することも理解できるが、歓迎フェスティバルは県の事業として実施しているので、自ら歓迎フェスティバルが実施可能な者と入札により契約すべきだと考える。</p>	<p>歓迎フェスティバルは山の日大会開催地以外にも含めた「全県のPR」の場であること等により、県主催と整理した。ただし、式典と歓迎フェスティバルの会場は隣接し、資材搬入や来場者の動線も細い一本の道路のみしかなく、お互いの行事の準備設営や当日運営は同一業者が一括して扱わないと混乱が生じてしまうとの考えにより、1者随意契約としたもの。今後、同様の業務を発注する際に留意する。</p>
<p><b>イ 契約額について【県に対する指摘事項】</b></p> <p>予定価格の15,000千円を見積依頼の仕様書に提示して、14,999,966円の見積書を徴して契約しているが、鳥取県会計規則で「予定価格を記載した書面を封書にし、見積書と比較する際これを同じ場所に置かなければならない。」とあり、当該随意契約においては予定価格を提示すべきではなく、適正に執行していただきたい。</p>	<p>担当者がプロポーザルの発注形式と混同し、上司も十分にチェックできず、通知に契約限度額を示してしまったものである。</p> <p>再発防止のため今後同様の起案をする際には、同に記載されている内容が最新の会計規則等に則ったものであるかについて、起案者と上司と一緒に確認するなど、適切な会計事務処理</p>

監査結果	講じた措置
<p><b>〇式典会場における安全対策費</b></p> <p><b>ア 契約について【県に対する指摘事項】</b></p> <p>(株) Aを代表者とするグループのみから見積書を徴取し、1者随意契約されている。(株) Aを代表者とするグループ特定企業体の代表者を(株) Aとし、構成員を(株) N、(株) P、(株) Q及び(株) Rと契約しているが、契約者の中に空調機器メーカー関係者もリース会社もない。</p> <p>随意契約の理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約理由(契約でその性質又は目的が競争入札に適しない場合)に該当(「山の日」の実施運営をする業者以外だと、電源の確保をはじめ、会場設営の搬入ルートが狭いなど、当日の会場設営や運営に混乱が生じる)との説明を受けたが、その業者でなければ電源を確保できない状況ではないにもかかわらず、電源確保も含めて空調機器メーカー等から見積りを取っていない。</p> <p>実行委員会が実施する事業であれば、既発注の追加として1者と随意契約することも理解できるが、県の事業として実施するのであれば、自ら空調機器の設置が可能な者と入札により契約すべきだと考える。</p>	<p>を徹底することを所属全体で確認した。</p> <p>式典と歓迎フェスティバルの会場は隣接し、資材搬入や来場者の動線も細い一本の道路のみしかなく、お互いの行事の準備設営や当日運営は同一業者が一括して扱わないと混乱が生じてしまうとの考えにより、歓迎フェスティバルを担う業者グループへの1者随意契約としたもの。今後、同様の業務を発注する際に留意する。</p>
<p><b>イ 契約額について【県に対する指摘事項】</b></p> <p>予定価格の8,260千円を見積依頼の仕様書に提示して、8,260千円の見積書を徴して契約しているが、鳥取県会計規則で「予定価格を記載した書面を封書にし、見積書と比較する際これを同じ場所に置かなければならない。」とあり、当該随意契約においては予定価格を提示すべきではなく、適正に執行していただきたい。</p>	<p>担当者がプロポーザルの発注形式と混同し、上司も十分にチェックできず、通知に契約限度額を示してしまったもの。</p> <p>再発防止のため今後同様の起案をする際には、伺に記載されている内容が最新の会計規則等に則ったものであるかについて、起案者と上司と一緒に確認するなど、適切な会計事務処理を徹底することを所属全体で確認した。</p>
<p><b>ウ 契約の履行について【県に対する指摘事項】</b></p> <p>鳥取県会計規則第114条において、「契約の相手方は、契約権者の承認を受けなければ契約の履行を第三者に委託してはならない。」と規定されており、運用方針として「契約金額等の50パーセントを超える委託又は業務の中核となる部分の委託は、特段の理由がある場合を除き、認めることができない。」とある。</p> <p>1者随意契約を行った(株) Aを代表者とするグループや関連グループには空調機器メーカーもリース会社もなく、パッケージエアコンや発電機も他の業者からの賃貸等により行われることは予め容易に想像できることである。</p>	<p>この契約の「業務の中核」は単なる空調設置だけでなく、その搬出入や式典での円滑な運用も含んでいるが、発注時の伺に、県会計規則の再委託のルールに関する「特段の理由」の記載はしておらず不明瞭だったもの。今後、同様の業務を発注する際に留意する。</p>

監査結果	講じた措置
見積依頼、契約の段階で十分なチェックを行う必要があると考える。	
<p><b>エ 実行委員会と県との関係性について【県に対する意見】</b></p> <p>実行委員会が契約した実施計画策定業務(1,499千円)を根拠に、実行委員会実施事業(50,760千円)に加えて県実施事業(歓迎フェスティバル14,999千円、空調設備設置8,260千円)も1者による随意契約を行っている。県と実行委員会は別団体であることを十分認識した上で、適正に執行していただきたい。</p>	<p>式典行事と、歓迎フェスティバルや空調機器設置とでは実施主体は異なるが、全ての行事をトラブルなく円滑に実施・運営するためには、県が実施主体である事業も式典を担う事業者しかできないと判断し、1者随意契約としたもの。今後、同様の業務を発注する際に留意する。</p>
<p><b>3「とっとりの山」魅力発信事業</b></p> <p><b>○第3回山ガールサミットin鳥取大山の開催契約額について【県に対する意見】</b></p> <p>企画運営及び記事掲載業務を一者随意契約により、(株)Sに委託している。</p> <p>「山ガールサミット」の商標を(株)Sが持っているため、随意契約となることは理解できるが、事業実施の参考とするために依頼した見積書の見積額は7,404,500円であったものが、契約時には見積額が5,000,000円となり、予定価格も5,000,000円で同額の業務委託契約書が作成されている。</p> <p>7,404,500円の見積書には明細書が添付されているが、5,000,000円の見積書は一行だけで全く明細が添付されていない。</p> <p>見積書は明細まで記載されたものを添付して検討するようにしていただきたい。</p>	<p>契約時に正式に受け取った見積書に最終の明細を添付してもらうことを失念していたもの。今後、同様の事務を行う際に、見積りには明細も添付してもらうよう所属内に周知徹底した。</p>
<p><b>○第3回わかさ「氷ノ山」山フェスの開催変更契約について【県に対する意見】</b></p> <p>平成30年10月6日に氷ノ山自然ふれあい館「響の森」周辺において、コンサート、月や星の観察、飲食ブースの出展によるイベントを開催予定であったが、台風25号の接近を受けて契約書第14条に基づき、協議を行い、中止を決定した。イベントの実施経費については、既に実施済みの広告宣伝費及び中止により支払う必要のあるキャンセル料についてのみ支払うこととされたが、同契約第14条に定める委託料限度額の変更契約が締結されず、精算で減額されている。同契約第14条に基づき、変更契約をすべきだったと思われる。</p>	<p>行事直前での中止決定で、担当者が関係機関への連絡や費用の精算などの確認に忙殺され、変更契約の手続を失念してしまったもの。</p> <p>契約書に記載した手続について改めて認識し適切に事務を行うよう、所属内に周知徹底した。</p>